

第5章 基本理念と基本方針

第1節 基本理念

水郷大洲の象徴として庭園内外からの景観保全に努め、文化財としての適切な管理のもと、さらなる活用及び体制の強化を図る。

本庭園は肱川の景勝地に造営された近代実業家河内寅次郎の別荘庭園であり、庭園から肱川と周辺の山々への眺望に優れている。さらに本庭園は水郷大洲の象徴となり、肱川からの主要な景の一つとして役割を果たしている。そのため本庭園の価値を次代へ確実に継承し、庭園内外からの眺望の保全に努める。庭園の構成要素についても安定的な管理を行い、本質的価値が理解できる環境を維持するとともに公開活用の更なる推進を目指す。そしてこれらを実現する体制の強化を図る。

第2節 保存整備の指標年代

本庭園は明治32年（1899）の土地取得、不老庵下の石垣造成に始まり、同40年（1907）頃に臥龍山荘全体が完成したとされる。河内寅次郎が眺望を念頭に置いて趣向を凝らした建造物とともに、肱川と周辺の山々を大きく取り込んだ独創的な構成を持つ庭園を造営した。

庭園の完成当時が施主の作庭意図が現れた姿とし、本計画では河内寅次郎が庭園を完成させた明治後期を保存整備の指標年代と定める。ただし、知止庵とその周辺については、昭和24年（1949）に「浴室便所」から茶室に改築されており、現状の空間を踏襲するものとする。

臥龍の淵や蓬莱山など庭園外からの眺望景観については、明治から大正期、昭和初期の絵葉書や古写真、絵図などの史料を参照するが、庭園内については、明治後期の史料が乏しいことから、古図面などの史料や継承されてきた現在の空間構成から施主の作庭意図を検証するものとする。

第3節 基本方針

本庭園の価値を次代へ確実に継承するために、保存管理、公開活用、管理及び運営体制、整備における基本方針を以下に定める。

保存管理

本質的価値を構成する要素の日常的な管理を適切に行い、特に植栽／植生は生長によって景観に変化を与えることから、庭園内外の眺望景観を保全するために長期的な視点で管理を行う。

公開活用

庭園の持つ本質的価値や魅力を市民や来訪者に分かりやすく伝えるために、案内や情報発信に取り組む。学校教育や地域の関連文化財と連携して、地域の歴史や文化を学び、体験することができる場を提供し、文化観光拠点の一つと位置付け、活用の推進に取り組む。

管理及び運営体制

名勝内の施設、緑地、河川などを管轄する各部署や庁外の関係機関と更なる連携を図り、保存及び活用の取組みを推進するための管理及び運営体制を整える。文化財の価値への理解を深め、管理及び運営が効果的に行えるよう関係者間で情報共有し、取組みを進める。

整備

指標年代となる明治後期の姿を検証し、当時の空間構成を保存し失われた構成要素を復元する検討を行うとともに、庭園の価値を分かりやすく伝えるため、価値を顕在化させる整備を行う。また、公開活用や管理運営のために必要な施設設備の見直しや整備を進める。

第6章 保存管理

第1節 保存管理の方向性

肱川の景勝地に造営された別荘庭園として本庭園の価値を次代へ確実に継承するために、本質的価値を構成する要素の適切な管理を行い、庭園内外の眺望景観を保全するための管理を行うものとする。基本方針に基づき、保存管理の方向性を以下に示す。

主庭、臥龍の淵、蓬萊山の空間構成や地形及び地割の保存

本庭園は肱川の崖地に立地し、眺望地点でもある主庭、肱川を形成する崖地と石垣の臥龍の淵、肱川に浮かぶ岩島の蓬萊山から構成される。この空間構成を継承し、特徴的な地形及び地割が明瞭に理解できるよう、保存管理を行う。

庭園内外の眺望景観の保全

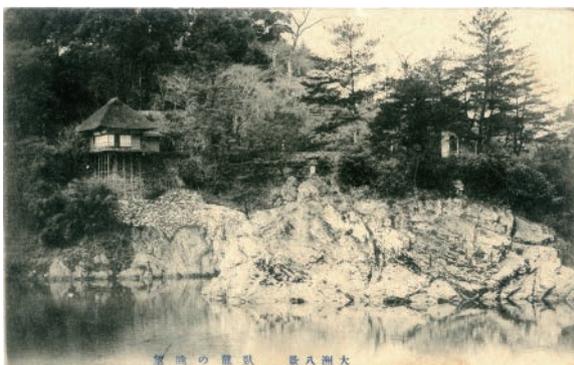
庭園では建造物内及び園路からの眺望を保全するために、眺望地点から周辺へ眺望が利くように植栽及び植生の手入れを行い、庭園外からも肱川の主要な景の一つとして周辺と調和した景観を保全するよう適切な植栽管理を行う。庭園外では肱川や周囲の山の眺望景観を保全するため、景観施策に基づき、肱川を中心とした景観づくりを推進する。

本質的価値を構成する要素を良好な状態で継承するための保存

指標となる明治後期の庭園の姿を基本とし、構造物や石垣などの本質的価値を構成する要素を保存する。庭園の細部意匠や利用形態は生活様式などにより変遷しており、変遷時期や内容について引き続き調査を進め、それぞれの構成要素が損なわれないように保存管理を行う。ただし、知止庵地区は昭和24年（1949）に改修されているため、現状の空間を踏襲して保存する。

作庭意図や価値への理解を深めるための調査研究の推進

庭園の作庭当時の姿を検証するために、関係機関と連携して史料調査や遺構調査を継続する。新たな史実が確認された場合は関係者間で情報を共有し、作庭意図や庭園の価値に基づいた空間性となるよう保存管理に取り組む。



[史料 6-1] 「大洲八景 臥龍の眺望」
(史料 2-4 再掲)



[史料 6-2] 「水郷大洲 臥龍の深淵」
(絵葉書 昭和21年～ 個人蔵)

第2節 保存管理の方法

保存管理の方向性に基づき、地区区分別の保存管理の方法を以下に示し、構成要素別の保存管理の方法を検討する。

第1項 地区区分別の保存管理方法

(1) 主庭

主庭は各建造物を中心とした3地区と南西部の崖地に小区分され、庭園及び周辺の眺望景観を望む臥龍院と不老庵を結ぶ園路が南北に延びる。建造物周りの3地区は建造物内や園路から東側の臥龍の淵及び蓬莱山並びに肱川、周囲の山を望む空間構成が損なわれないように、生垣や植栽の繁茂による眺望の阻害に留意して管理を行う。また、庭園の空間性や作庭意図を継承するために、各構成要素の適切な管理を行う。崖地については、高木や露出した岩盤が建造物など庭園の構成要素へ影響を与えることのないよう、経過観察を行うとともに適切な植栽管理を行う。

(2) 臥龍の淵

臥龍の淵は主庭と蓬莱山の間であり、肱川の深淵から続く河川部分と岩盤上に切り立った崖地及び石垣からなる空間である。近世からの景勝地であるとともに、自生の樹木を取り込んだ石垣など特徴的な景観を保全し、石垣の弛みなどで平場の造成に影響が出ないように、定期的な点検を行うとともに適切な管理を行う。崖地の植生については、庭園内外の眺望景観を保全するために、竹林や樹木が繁茂しないよう植生管理を行う。河川部分については肱川の流木竹やゴミなどで景観が損なわれないよう、国土交通省 大洲河川国道事務所と連携して定期的な管理を行い、今後の対策を検討する。

(3) 蓬莱山

蓬莱山は名勝庭園の主要な構成要素であるとともに、肱川を身近に感じられる空間として広く一般に公開する空間である。よって、近世からの景勝地である景観を保全し、庭園内外からの眺望対象として適切に管理を行う。また、蓬莱山から臥龍の淵及び主庭並びに肱川、周囲の山を望む視点場でもあることから、植生の繁茂による眺望の阻害に留意して管理を行う。

都市計画緑地として擬木階段やベンチなどは、公開活用のため適切に管理する。

第2項 構成要素別の保存管理方法

(1) 本質的価値を構成する要素

【地形／地割】

- ・自然露岩、崖地、岩島など地域固有の地形や空間構成を明確に維持するために、流木竹や土砂の堆積などが発生した場合には、定期的に管理し、現状の保存に努める。
- ・崖地の岩盤の表面劣化（風化）を経過観察することで異変を確認した場合には適宜補修し、早急な対策が取れるように努める。
- ・築山、園路、地被類などの地割を明瞭化するために、地被類衰退や表土流出による排水不良を防ぎ、適宜客土補充や排水勾配を修繕するなど保存管理を行う。

【水系】

- ・臥龍の淵や蓬莱山へ流木竹やゴミの堆積などが発生した場合には、庭園の景観が損なわれない

よう、国土交通省 大洲河川国道事務所と連携して定期的に管理し、河川の保全に努める。

【石／石組】

- ・石垣の弛みなどの損傷を把握するために、定期的に点検する。
- ・石垣や景石などの表面を覆うツタ類や実生木については定期的に除去することで劣化を防ぎ、景観に影響を与えないよう、保存管理を行う。
- ・小規模な破損箇所は既存の石材を用いて復旧し、構成要素を適切に保存する。

【植栽／植生】

- ・庭園内の広がりや奥行きを維持並びに庭園内の各視点場からの眺望及び庭園外からの眺望景観などを保全するよう、適切な植栽管理を行う。
- ・中高木や低木、草本類などの健全な生育環境を維持し、年間の管理において剪定や草刈りなどの管理を行う。
- ・定期的に生育状況を観察し、病害虫が発生した場合は消毒や剪定などにより対処する。
- ・樹木の生長により構造物や建造物、公開動線に影響を及ぼす恐れがある樹木については、剪定や除伐を行う。特に主庭の崖地上の高木については、倒木にも配慮して危険木の対策を行う。
- ・竹林は適切な密度を維持するため、定期的な間伐を行う。
- ・飛石周辺で地被類の衰退が見られる場合は、適宜補植するなどして維持する。
- ・植栽管理を適切に行うため、毎木調査の実施を検討する。

【構造物】

- ・日常的に点検し、劣化や破損などの傷みが確認された場合は、適宜修繕を行う。
- ・飛石などに地被類の付着、土砂の堆積などが発生した場合は、日常的な清掃により除去する。
- ・飛石や石段に不陸が生じた場合は調整を行い、現状維持を図る。

【建造物】

- ・日常的に点検し、劣化や破損などの傷みが確認された場合は、適宜修繕を行う。
- ・屋根上の落葉の除去、雨樋や雨水排水の点検及び清掃を行い、建造物に被害が及ばないように管理を行う。
- ・蟻害や獣害を確認した場合は、被害実態を調査し防除対策を行う。
- ・重要文化財建造物は文化財建造物保存活用計画の指針に従うものとする。
- ・知止庵は名勝の構成要素として適正に管理を行い、保存のために必要な修理については、文化財保護法上必要な届出を行う。

(2) 本質的価値に準ずる要素

- ・庭園の変遷の検証が進み、新たな史実に基づいて整備が必要になった場合は、調査結果に基づいて修理方針を検討するものとする。

(3) 庭園の活用及び管理運営のために必要な要素

- ・庭園の活用及び管理運営のために必要な施設の改修や除却が必要になった場合は、庭園の価値

や景観に影響を及ぼさない範囲で実施する。

- ・排水枳などの管理用設備を新設する場合は、庭園の価値が損なわれないよう景観に配慮した位置、形状、色彩を検討する。
- ・主庭縁辺部の石垣は、弛みなどの損傷を把握するために定期的に点検する。
- ・石垣の日常的な管理ができるよう、不老庵下までの管理動線を確保する草刈りを行う。

第3節 防災及び防犯対策

『大洲市地域防災計画』においては、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧、復興対策を定めている。本庭園では主に風水害や地震災害、火災による被害が想定され、本節では今後の対策を検討し、以下に示す。

なお、重要文化財建造物の耐震対策や防災計画については、名勝としての本質的価値を損なわないように配慮したうえで、将来的に検討する必要がある。

第1項 防災対策

(1) 防災マニュアルの検討

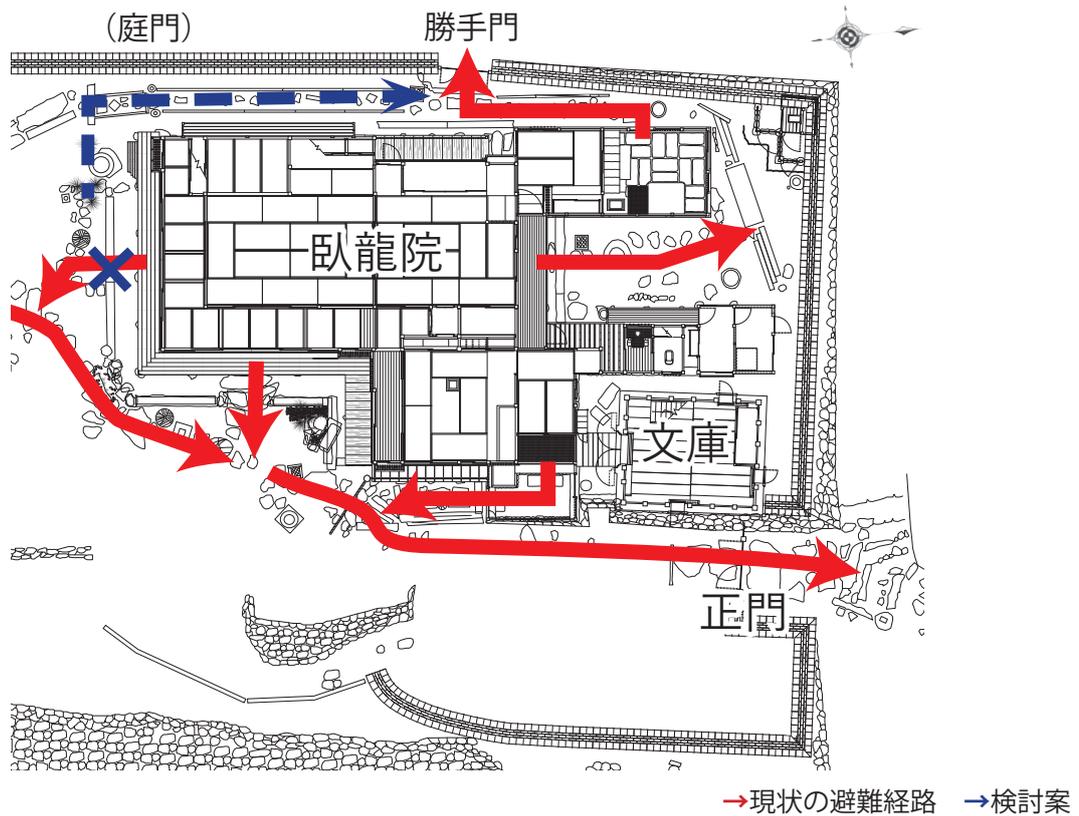
本庭園では防災訓練の実施や避難経路図、災害など緊急時の連絡体制を整えており、関係者間で共有している。今後は消火設備の充実化並びに火災のほか、地震や洪水など、考え得る災害に対する防災マニュアルの検討が必要である。本庭園の西側には住宅や大洲神社が所在し、火災の際は周辺へも被害が及ぶ可能性があるため、周辺住宅も含めた連絡連携体制の構築を検討する。また、災害に備えた対策も必要となり、大雨や強風警報発令時には名勝内での事故を防ぐため、休館の措置を取るなどの対策を講じる。開館時に警報が発令された場合には、観覧者の誘導や案内が必要である。

(2) 避難経路の見直し

避難経路は実際の誘導を想定し、安全な経路で速やかに避難できるように見直し、避難誘導体制を整える。具体例として、臥龍院南側の縁は高さがあり、沓脱石もないことから、避難上危険であるとして取り止める。さらに、「路次門」や階段への観覧者集中を避けるため、通常非公開である臥龍院西側の見切り垣（庭門）から勝手門への経路も活用し、二方向から敷地外へ速やかに誘導することを検討する。

(3) 急傾斜地における自然災害に備えた対策の検討

主庭の平場を支える石垣の弛みが確認されており、将来的に広範囲に渡る石垣の修理が必要である。また、崖地においては高木や岩盤風化が確認されており、台風や地震などにより倒木や崩落の恐れがあることから、適切な植栽管理を継続して行い、併せて過度の変化が生じないか経過観察が必要である。



〔図 6-1〕 避難経路図検討案（臥龍院地区）

第2項 防犯対策

現在は指定管理者及び造園技術者が建築物や庭園の清掃、管理などで施設内を回る間に、異変や損傷箇所の確認などを行っている。これを継続して行い、観覧者が多い時には巡回を行うなど、対策を検討する。

防犯カメラ付きのセンサーによる機械警備については、定期的に点検を行い、設備の老朽化など必要に応じて更新を行う。

第7章 公開活用、管理及び運営体制

第1節 公開活用の方向性

基本方針に基づき、庭園の本質的価値や魅力を分かりやすく伝え、多様な活用の取組みを推進するために、基本的な考え方を以下に示す。

公開活用にあたっては、文化財の保存と両立する範囲で行うことを原則とする。

本質的価値の理解を深める解説や情報発信の推進

庭園の本質的価値と魅力について、国内外に向けて広く情報発信を行い、観覧者に分かりやすく伝えるよう庭園ガイドの人材育成及びデジタルコンテンツなどの整備を推進する。

眺望景観の視点場と円滑な庭園観賞に向けた案内

庭園の本質的価値である眺望景観の視点場が庭園内外の各所にあるため、円滑に観賞できるよう、パンフレットやガイド、デジタルコンテンツなどで周知を図る。

関連文化財との連携推進

関連文化財と連携して、水辺の文化など地域固有の歴史的資源を保全し、地域一体となった面的な活用を推進する。

地域との連携及び文化観光拠点としての活用推進

周辺地域や地域住民、関係する民間事業者、文化施設などと連携し、官民協働で文化観光拠点として活用し、地域まちづくりの推進に繋げる。

学校教育や社会教育の場としての活用推進

学校や博物館などの教育機関と連携して、企画や校外学習を通じて地域の歴史や文化を学び、体験することができる場を提供する。

第2節 公開活用の方法

第1項 公開活用の取組み

(1) 本質的価値の理解を深める解説や情報発信の推進

本質的価値の理解を深める解説

本質的価値への理解を深めるために、指定管理者や認定案内人による庭園及び建造物のガイドを今後も継続するとともに、ガイド養成講座や研修会などにより、ガイドの質の向上を図る。また、関係者間で情報共有することで継続的な人材育成を図り、庭園の魅力を伝える。

情報発信の推進

庭園の価値や魅力を普及啓発するために、ウェブサイトを始め、様々な情報媒体を用いて国内外に向けて広く情報発信する。また、将来的に音声ガイドや詳細な解説などを携帯端末などを用いた案内へと更新できるよう、多言語に対応したデジタルコンテンツの整備を検討する。

(2) 眺望景観の視点場と円滑な庭園観賞に向けた案内

視点場の案内

建造物では、主庭や蓬莱山を望む臥龍院の壱是の間及び肱川や周囲の山々を望む不老庵、庭園内には、南北に長い園路や蓬莱山にも周囲の山々を望む視点場が各所にある。庭園外では、対岸の如法寺河原や肱川の川舟からの視点場が想定される。今後作成するパンフレットやガイドのデジタルコンテンツ整備時にこれらの案内を検討する。

公開範囲

主要な視点場の一つである臥龍院の壱是の間が現在は立入り禁止である。座敷からの南面する主庭や蓬莱山へ眺望できるよう公開範囲の見直しを検討する。

現状の公開動線を基本とし、安全に庭園観賞ができる公開範囲を設定する。

円滑な庭園観賞に向けた案内

対岸の如法寺河原や川舟からの眺望景観は庭園の大きな特徴であり、視点場としての認知を高め、周遊を図ることで庭園の魅力を伝える。また、蓬莱山の視点場も周知することで臥龍の淵や蓬莱山など各地区の空間性が感じられるように案内を行う。

(3) 関連文化財との連携推進

周辺の関連文化財として、亀山、大洲城、旧加藤家住宅主屋、旧松井家住宅主屋（盤泉荘）、如法寺が挙げられる。大洲城、盤泉荘とは共通観覧券を設けており、今後も指定管理者団体の一体的な管理のもと、各施設でのパンフレット配布など連携を図る。

(4) 地域との連携及び文化観光拠点としての活用推進

本市と指定管理者団体を中心に官民連携並びに協働を図り、庭園周辺の旧城下町エリアの町家や古民家などを活用した店舗や宿泊施設利用者などの周遊を促進する。国内外の来訪者に向けて、歴史や文化を活かした体験ができる場を提供する。

(5) 学校教育や社会教育の場としての活用推進

学校や博物館などの教育機関と連携し、地域の歴史や文化を学ぶ場を提供するとともに、様々な活用の取組みを推進できるよう人員体制を整える。また、調査研究を継続し、企画展示や講座の開催など市民に説明する機会を設け、文化財保護への意識を高めるための取組みを行う。

第2項 公開活用に向けた施設設備などの取組み

(1) 案内板や説明板

将来的に案内板や説明板の更新時には多言語対応を検討するとともに、デジタルコンテンツを活用するなどして史料を活かした解説内容の充実化を図る。

また、必要最小限のサイン、受付の案内などによってコケの踏圧への注意喚起を図る。

(2) 蓬莱山の都市計画緑地整備施設

園路の擬木柵や擬木階段の損傷は必要に応じて補修し、照明設備を充実させるなど、必要な設

備を整備して安全な歩行環境を維持する。

東屋や水飲み場施設などの耐用年数に応じて、更新時には往時の空間性を検証して整備を検討する。

(3) 公開活用のための施設

侵入防止柵などの老朽化については、定期的な更新により機能と景観を維持する。また、侵入防止柵の意匠や高さ、配置は安全性とともに名勝庭園の風致景観及び眺望景観を阻害しないよう配慮する。

(4) 防災及び防犯設備

建造物については、自動火災報知器、煙感知器、消火器など消防設備の定期的な保守点検を行い、必要に応じて更新を行う。機械警備による防犯設備についても同様とする。

延焼を防ぐ消火栓などの消火設備については、検討を進める。

第3節 管理及び運営体制

本庭園の管理、運営は本市が主体となり、関係機関や民間事業者などの協力を得て、専門性を担保しながら安定的に管理できるよう体制を整え実施する。

第1項 管理及び運営体制の取組み

(1) 適切な保存管理及び公開活用を行うための体制の整備

庭園及び建造物の良好な環境を維持するため、業務委託体制及び指定管理者制度のもと、安定的な管理を行い、管轄する部署間の連携を図る。さらに、適切に公開活用を行うため、臥龍院や不老庵、主庭における観覧者の適正人数を設定し、オーバーユースとならないように体制を整える。

(2) 民間事業者との連携の推進

管理、運営業務を行う指定管理者団体や周辺施設と連携し、持続可能な文化財保存に繋がる活用の取組みを進める。

(3) 適切な利活用の運営体制の構築

施設利用においては、なるべく文化財の公開範囲を制限することのないように利用方法を設定し、将来の多様な利用に対応できる人員の整備及び運営体制を構築する必要がある。

第2項 関係機関などの役割

本庭園の保存管理や公開活用、整備については、主体者である本市が中心となって、各関係機関との連携を図りながら実施する。主な内容は、日常的な管理のほか、庭園の公開活用や整備などである。保存整備事業を進めるにあたっては、行政機関及び有識者の指導や助言を受けながら実施する。保存整備工事では、文化財庭園の専門的な知識や専門技術を有する技術者によって実施するとともに、技術の継承、後継者の育成に繋げていく。

(1) 主体者 — 大洲市

各関係部署や関係機関との密接な協力、連携を図りながら、庭園の保存管理、公開活用、整備の計画内容を推進する。また、庭園の本質的価値や保存のための整備に関する調査研究について、継続的に実施できる体制を検討する。

(2) 行政機関 — 文化庁、愛媛県

大洲市に対し、名勝の保存活用に関する適切な指導、助言を行う。保存整備事業を実施する場合にも計画内容を効果的に進められるよう指導や助言する。

(3) 委員会

保存整備事業を進める際には、庭園及び建造物、歴史などに精通した有識者の指導、助言が必要となるため、有識者や関係者などから構成される「保存整備委員会（仮称）」を組織し、事業内容に即して適宜協議の場を設ける。委員会では関係者間の認識や情報の共有化を図り、保存管理や公開活用に伴う整備の方針や実施内容を決定する。事業期間外の調査や修復整備内容などについては、各分野の有識者が適宜指導や助言を行う。

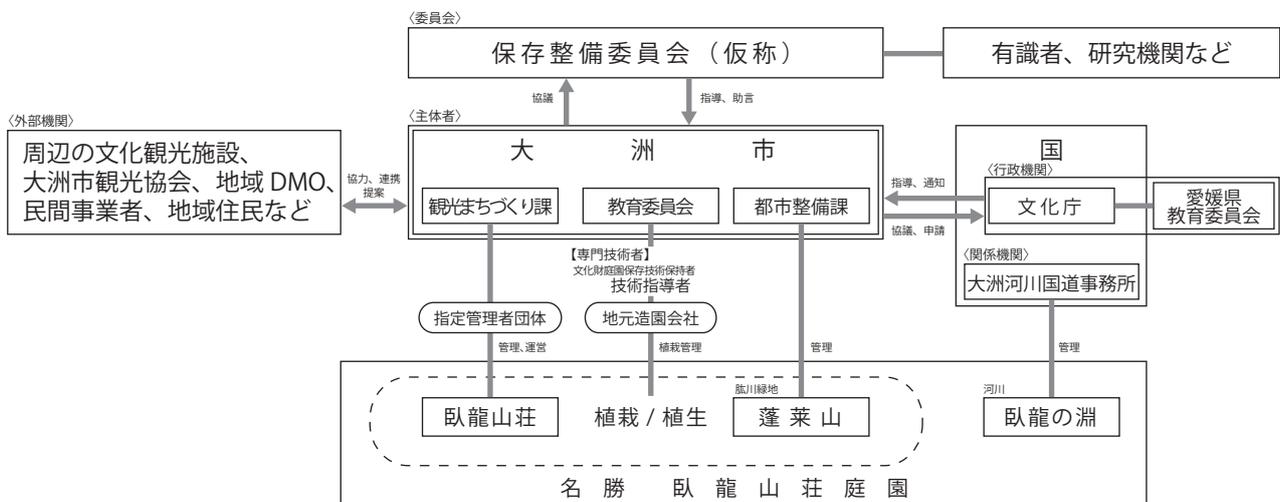
(4) 外部機関

保存管理では市内関係部署のほか国土交通省 大洲河川国道事務所と連携し、公開活用においては庭園周辺の関連文化財、文化観光施設、観光協会、地域 DMO*12、民間事業者、地域住民などと連携強化を図り、事業推進に取り組む。

(5) 専門技術者

文化財庭園の保存管理や修復整備には専門技術が必要となるため、現場作業においては、適宜、文化財庭園保存技術を有する専門技術者などの協力を得ながら、安定的な管理体制を構築していく。そのほかの本質的価値に関わる構成要素の修復についても、同じく専門技術を有する技能者があたり、各分野の有識者の指導や助言を得ながら実施する。

本庭園の管理体制を安定的に維持するため、植栽管理技術指導を継続し、人材育成及び専門技術の継承を図る。



[図 7-1] 管理及び運営体制組織図

註 12. Destination Management Organization（観光地域経営組織）の略。DMO とは観光地域づくりを行う法人のことで、本市では平成 30 年（2018）に一般社団法人が発足し、地域 DMO として観光庁の日本版 DMO 候補法人に登録された。

第8章 整備

第1節 整備の方向性

本庭園において、庭園を健全な姿で後世へ継承するための保存管理を適切に実施すると共に、本質的価値を保存し、顕在化するための整備を行う。また、公開活用において庭園の魅力を分かりやすく伝えるために必要な整備を行う。

整備の方向性は、保存管理の指標となる明治後期の姿を目指すことを基本とし、以下に示す。

庭園の空間的特徴の保存整備

本庭園は主庭、臥龍の淵、蓬萊山の3つの地区で構成され、各地区の空間的特徴を踏まえて整備を行う。各地区の整備は、指標年代である明治後期の姿を絵図や古写真などの史料を用いて、空間的特徴を検証したうえで行う。さらに、本庭園は肱川からの主要な景の一つとなっているため、庭園外からの眺望を意識した保存整備を行う。

庭園の本質的価値の適切な保存整備

庭園の本質的価値を構成する要素の劣化や損傷が見られるため、史料調査及び発掘調査などによって構造を明らかにし、価値を損なわないように修理を行う。その際、作庭意図を踏まえて地割や石組、構造物などの意匠的特徴を顕在化させ、後世へ継承できるように整備を行う。

失われた構成要素の復元検討

知止庵地区に建てられていた中門や臥龍の淵に架かっていた藤雲橋など、明治後期に存在したが現在失われている構成要素について、古図面や古写真などの史料を用いて検証し、復元を可能とする根拠が明確になった場合には復元整備の検討を行う。

観覧者が安全かつ円滑に観賞するための整備

観覧者が安全に観賞できるように、安全柵の修理や侵入防止柵を効果的に配置し、照明を設置するなどの整備を行う。さらに、観覧者が円滑に観賞できるように、デジタルコンテンツの利用を含め、サインの充実を図るなどの公開活用に関する整備を行う。

第2節 保存のための整備

第1項 主庭

(1) 臥龍院地区

【地形／地割】

・表土流出箇所の復旧、排水不良の改善

表土流出箇所に土を補充し、排水勾配を考慮した整地によって復旧し、排水不良を改善する。表土の嵩上げや鋤取りが難しい箇所、樹木根が除去できない場合など、表面排水のみでの改善が難しい場合は、暗渠の排水路整備を検討をする。

【石／石組】

・景石の不陸修正

天端が傾いているものについては不陸を修正し、天端を水平にする。

・石垣の修復

石垣に空洞化や弛みが見られる箇所を部分解体し、裏込めの状態を確認したうえで積直し修理を行う。

【植栽／植生】

・支障木や危険木の伐採、剪定

石燈籠に接触している樹木などの支障木は伐採や剪定により支障を解消し、枯損などの危険木は枯枝の除去や枝下ろしなどの剪定を行う。

・地被類の補植

地被類が衰退した箇所は、整地を行ったうえで地被類の補植を行う。

【構造物】

・「路次門」の修復

「路次門」の支柱を据え直し、旧状の材料と意匠を基本とし、劣化した竹材の更新を行うなどの修理を行う。

・石燈籠の復元検討

古写真に写る石燈籠が消失しているため、復元を検討する。復元にあたっては史資料の調査を行い、意匠や石材の検討をする。

【建造物】

・正門の修復

表門の瓦の劣化、木部の腐朽などの損傷が見られるため、旧状の材料と意匠を基本とし、瓦の葺替えや木部の損傷箇所の修復を行う。

【本質的価値に準ずる要素】

・擬木柵の修理

擬木柵の傾倒などの損傷が見られるため、据え直しを行う。亀裂や破損が見られる場合は、旧状の材料と意匠を基本とし、損傷箇所の修理を行う。

(2) 知止庵地区**【地形／地割】**

・表土流出箇所の復旧、排水不良の改善

表土流出箇所に土を補充し、排水勾配を考慮した整地によって復旧し、排水不良を改善する。表土の嵩上げや鋤取りが難しい箇所、樹木根が除去できない場合など、表面排水のみでの改善が難しい場合は、暗渠の排水路整備を検討をする。

【植栽／植生】

・ 地被類の補植

地被類が衰退した箇所は、整地を行ったうえで地被類の補植を行う。

【構造物】

・ 石燈籠の復元検討

古写真に写る石燈籠が台座のみを残して消失しているため、史資料の調査を行い、復元を可能とする根拠が明確になった場合には復元整備を行う。

【建造物】

・ 中門の復元検討

中門が消失し、現在は踏込石と敷居のみが残るものの、空間の切り替わりが不明瞭となっているため、復元を検討する。復元にあたっては古写真や中野家資料を参考にして設計図を作成する。

(3) 不老庵地区

【地形／地割】

・ 表土流出箇所の復旧、排水不良の改善

表土流出箇所に土を補充し、排水勾配を考慮した整地によって復旧し、排水不良を改善する。表土の嵩上げや鋤取りが難しい箇所、樹木根が除去できない場合など、表面排水のみでの改善が難しい場合は、暗渠の排水路整備を検討をする。

・ ごろた石の補充

飛石周辺のごろた石が消失しているため、旧状の範囲を調査し、同質の石を用いて補充を行う。

【石／石組】

・ 延段の不陸修正

延段の一部が不陸しているため、延段の高さが均一になるよう、不陸修正を行う。

・ 飛石の不陸修正

飛石が不陸し、天端が大きく傾いているため、不陸修正を行う。

【植栽／植生】

・ 地被類の補植

地被類が衰退した箇所は、整地を行ったうえで地被類の補植を行う。

(4) 崖地

【地形／地割】

・ 岩盤の補修

崖地の岩盤が風化し、崖崩れなどの恐れがあるため、植栽整備によって岩盤への負荷を軽減し、大きく損傷した場合は補修を行うなどの対応を行う。

【石／石組】

・石積の補強

石積に弛みが見られるため、裏込めの補充や一部据え直しなどを行う。

・石組の修復

石組に傾倒や移動が見られるため、現状位置の記録を行ったうえで修復を行う。傾倒した石は、健全な状態に起こして据付を行う。移動した石は、据付痕の調査を行ったうえで元に戻すが、据付痕が発見できなかった場合は、想定位置に据え付けて石組の景を整える。

【植栽／植生】

・危険木の伐採や剪定

枯損や傾倒などの危険木は枯枝の除去や枝下ろしなどの剪定を行い、さらに課題が残る場合は伐採を行う。

・植栽整備

崖地の樹木が高木化し、倒木や崩落の恐れがあるため、高木の切下げ及び枝下ろしを行う。また、繁茂した樹木については眺望を考慮して剪定を行う。

第2項 臥龍の淵

(1) 河川部

【地形／地割】

・堆積土除去

舟着場跡及び臥龍の淵の岩盤上に土砂が堆積しているため、土砂の撤去を行う。

【水系】

・流木竹やゴミの対処

河川部に流木竹やゴミなどが堆積した場合、国土交通省 大洲河川国道事務所と協議を行ったうえで撤去するなど、景観の保全に努める。また、大洲河川国道事務所と連携し、名勝としての景観を維持できるように体制を整える。

(2) 崖地及び石垣

【石／石組】

・石垣の修復

令和2年(2020)に応急修理した藤雲橋跡付近の石垣について、周辺の石垣の弛みなども含めて修理を行う。

【植栽／植生】

・植栽整備

崖地の樹木が高木化し、倒木や崩落の恐れがあるため、危険木の伐採や高木の切下げ及び枝下ろしを行う。また、眺望を阻害する支障木は伐採または剪定を行い、景観を整える。

・竹林の管理

竹が繁茂しているため、崖地の保護に影響がない範囲において、地形が明瞭となるよう竹林

の管理を行う。

【構造物】

・藤雲橋の復元検討

藤雲橋の親柱のみが残り、架線部が失われているため、史資料の調査を行い、復元に向けて構造や復元した場合の管理方法などを検討したうえで復元を行う。

第3項 蓬萊山

【地形／地割】

・表土流出箇所への復旧

表土流出箇所に土を補充し、整地を行う。

・護岸の堆積土除去

渡河橋付近の護岸に土砂が堆積しているため、土砂を除去して地形を明瞭にする。

【植栽／植生】

・植栽整備

崖地の樹木が高木化し、倒木や崩落の恐れがあるため、危険木の伐採や高木の切下げ及び枝下ろしを行う。また、眺望を阻害する支障木は伐採または剪定を行い、景観を整える。

【建造物】

・与楽亭の復元検討

与楽亭の復元整備に向け、史資料の調査や発掘調査によって復元を可能とする根拠を探る。

第3節 活用のための整備

第1項 施設関連の整備

- ・案内板や説明板などの充実

サイン看板のデザインの統一や、多言語への対応、注意書きの内容などを検討し、サイン計画を行う。また、パンフレットやデジタルコンテンツなどの活用を検討する。

- ・擬木柵や擬木階段の修理

蓬萊山の擬木柵や擬木階段に損傷が見られるため、修理または更新を行う。併せて周辺の表土流出箇所について、土を補充して整地を行うなどの修復を行う。

- ・照明設備の充実

蓬萊山の照明設備が不足し、散策時の足元が暗いため、新たに照明を設置または既設の照明を修理のうえ、光量の調整を行う。

- ・侵入防止柵の見直し

観覧者の安全を確保しつつ、庭園の空間性を阻害しないように、侵入防止柵の意匠や高さ、配置について見直しを行う。

第2項 ソフト面の整備

- ・動線計画

臥龍院の壺是の間の公開を検討し、併せて庭園の公開範囲や動線、施設利用時の方法を整理し、動線計画を行う。

- ・コケの踏圧への注意喚起

コケの踏圧防止のため、案内板での注意喚起のほか受付時などに案内を行う。

- ・関連文化財や地域との連携

大洲城や盤泉荘（旧松井家住宅）など市内文化財関連施設と更なる連携を図るとともに、周辺の城下の町割りを残す町並みを活かしたまち歩きと併せた周遊が今後も見込まれるため、地域住民に配慮した活用を検討する。

- ・関連資産との周遊や情報発信

本庭園の関連資産である亀山や河内寅次郎の墓所、対岸の視点場などの周知を図り、本質的価値の理解を深める情報発信を行う。

- ・学術的調査

庭園の作庭意図や価値に基づいた空間性を指すために、史料調査や整備に伴う発掘調査などの学術的調査を継続的に行い、作庭当時の姿を検証する。

